

令和7年第1回定例会(3月)議決結果

第1回定例会が令和7年2月26日から3月13日までの16日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など36議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、失業者の退職手当の支給対象者及び地域延長給付の暫定措置期間を改め、併せて、所要の改正を行うものです。

●芦屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。

●芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

任期付職員に一般職職員と同じ支給率で期末手当及び勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

●芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分を追加するため、条例の一部を改正するものです。

●**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定**

(可決 満場一致)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」の廃止並びに「拘禁刑」の創設が行われたため、廃止及び創設された規定に係る用語を使用している関係条例の一部を改正し、併せて所要の改正を行うものです。

●**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定**

(可決 賛成多数)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正するものです。

●**芦屋港ボートパーク条例の制定**

(可決 賛成多数)

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、芦屋港ボートパークの設置及び管理に関する事項について、条例を制定するものです。

●**芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。

●**芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

総合体育館及びテニスコート更衣室に設置するコインロッカーの老朽化に伴う更新にあたり、リターン式コインロッカーに変更するため、条例の一部を改正するものです。

●**事業名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定**

(可決 満場一致)

事業名称の変更に伴い、条例の名称を「芦屋町競艇事業振興基金条例」から「芦屋町ボートレース事業振興基金条例」に変更し、「芦屋町競艇収益まちづくり基金条例」から「芦屋町ボートレース収益まちづくり基金条例」に変更するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

デジタル社会形成基本法等の一部改正によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条に新たな項が追加されることから、全国議長会より示されました改正方針に基づき、引用条文を変更するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和6年の人事院勧告に伴い、本町職員の扶養手当、地域手当、管理職員特別勤務手当等の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

一般職職員に対し、本庁職員に準じて地域手当を支給すること及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

※芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定及び芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案撤回後に追加で上程されました。

【予 算】

●令和6年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ3億 4,400 万円の減額補正を行うものです。

歳入＝ 普通交付税やモーターボート競走事業収入、国有提供施設等所在市町村助成交付金等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しています。

歳出＝ 財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しています。

なお、魚見公園整備事業ほか4件について、繰越明許費の設定をしています。

●令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

●令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

●令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

●令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第3号)

●令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

●令和6年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(上記7議案いずれも可決 満場一致)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

●令和7年度芦屋町一般会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 106 億 1,300 万円 前年比 11.0%増

歳入＝ 町税が 12 億 100 万円、地方交付税が 26 億 2,000 万円、国庫支出金が 13 億 3,700 万円などとなっています。

また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、10 億円を計上しています。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を6億 5,100 万円、ボートレース収益まちづくり基金の繰入金を3億 5,000 万円、公共施設等整備基金の繰入金を 8,400 万円計上しています。

歳出＝ 総務費では庁舎非常用電源整備事業費を計上し、土木費では西祇園橋架け替え事業費を計上し、教育費では総合運動公園中央グラウンド改修事業費を計上しています。

この他に、芦屋港の駐車場等整備事業費や総合体育館及び中央公民館非常用電源整備事業費に加え、第2子以降の保育料無償化を含む保育料軽減事業費や物価高騰対策として町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しています。

なお、立地適正化計画策定事業ほか1件について、債務負担行為の設定をしております。

●令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額4億 2,793 万 9,000 円 前年比 35.7%増

歳入＝ 中央病院からの公債費負担金、町債(医療機器分 7,830 万円、設備改良分 4,400 万円)

歳出＝ 中央病院への貸付金、負担金、公債費

●令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 15 億 4,117 万 2,000 円 前年比 6.4%減

歳入＝ 国民健康保険税、県支出金など

歳出＝ 保険給付費、国民健康保険事業費納付金など

●令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額2億 9,900 万 5,000 円 前年比 6.5%増

歳入＝ 後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝ 後期高齢者医療広域連合納付金など

●令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 1,208 万 4,000 円 前年比 74.5%減

歳入＝ 指定管理者からの納入金、一般会計からの繰入金など

歳出＝ 委託料、工事請負費、修繕料など

●令和7年度芦屋町給食センター特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額1億 5,949 万 4,000 円 前年比 1.6%減

歳入＝ 給食費収入、一般会計からの繰入金など

歳出＝ 給食事業費、給食賄材料費、人件費など

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝ 1,349 億 8,940 万円 前年比 0.1%増

本場開催の収入、場外発売受託事業収入など

収益的支出＝ 1,304 億 2,454 万 9,000 円 前年比 0.1%増

本場開催の経費、場外発売受託事業費など

資本的支出＝ 25 億 214 万円 前年比 128.6%増

本場の施設改良費など

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算

(可決 満場一致)

収益的収入＝ 7億 4,544 万 5,000 円 前年比 1.0%増

下水道使用料、長期前受金の戻入、一般会計補助金など

収益的支出＝ 8億 680 万 3,000 円 前年比 0.5%増

減価償却費、浄化センターなどの維持管理費、企業債支払利息、人件費など

資本的収入＝ 7億 875 万円 前年比 8.7%増

国庫補助金、一般会計補助金、企業債など

資本的支出＝ 8億 1,257 万 1,000 円 前年比 1.5%増

企業債元金償還金、処理場改築工事、人件費など

【契 約】

●魚見公園整備工事(その6)請負契約の締結

(可決 満場一致)

魚見公園整備工事(その6)について、請負契約を締結します。

●テニスコート改修工事(人工芝)請負契約の締結

(可決 満場一致)

テニスコート改修工事(人工芝)について、請負契約を締結します。

●魚見公園整備工事(その5)請負契約の変更

(可決 満場一致)

設計変更により契約金額を変更する必要が生じ、変更後の契約金額が、5,000 万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【人 事】

●芦屋町教育委員会委員の任命

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、森山真奈美氏を推薦します。

氏 名 森山 真奈美
生年月日 昭和 35 年 3 月 25 日
住 所 北九州市八幡西区南鷹見町

●監査委員の選任

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、新たに大長光信行氏を推薦します。

氏 名 大長光 信行
生年月日 昭和 28 年 10 月 22 日
住 所 中間市土手ノ内

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、吉永和子氏を推薦します。

氏 名 吉永 和子
生年月日 昭和 24 年 11 月 3 日
住 所 芦屋町江川台

【報告】

●専決処分事項の報告

芦屋東小学校校舎大規模改修工事(その1)の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

【撤回】

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定の撤回

(議案撤回)

令和6年の人事院勧告において、地域手当について、本町は、同手当の支給地域となり、令和7年度の支給割合が2パーセントであることが示されてきました。本町では、人事院勧告を踏まえ、議案第8号を提出していましたが、地域手当の支給について、その拠り所とする「人事院規則」を国が改正し、令和10年3月31日までの間における地域手当の支給地域が示されたところ、改正された同規則において、本町の記載がありませんでした。

このため、福岡県行財政支援課を通じ、総務省に確認した結果、上程している議案第8号では、地域手当の支給が不可能との結論に至り、議案の撤回をお願いするものです。

●芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定の撤回

(議案撤回)

地域手当の支給根拠が芦屋町一般職職員の給与に関する条例に規定されることから、議案第8号と同じく議案の撤回をお願いするものです。